

議案第 10 号

海老名市社会教育委員条例の一部改正について

海老名市社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い社会教育委員の委嘱の基準を定めるため及び社会教育委員の定数等を変更するため

海老名市社会教育委員条例の一部を改正する条例

海老名市社会教育委員条例（昭和37年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委員の」の次に「委嘱の基準、」を加える。

第2条の見出しを「（委員）」に改め、同条中「10人」を「10人以内」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育関係者
- （2） 社会教育関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験者

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、再任することができる。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に教育委員会から委嘱されている委員については、この条例による改正後の第2条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。